



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号
アーク森ビル 36 階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

～民事訴訟の IT 化等～

1. はじめに
2. 民事訴訟手続の IT 化についての改正
3. 法定審理期間訴訟手続の創設(改正 381 条の 2 以下)
4. 被害者の氏名等の秘匿についての新制度の創設
(改正 133 条以下)
5. おわりに

弁護士 三富 貴博

1. はじめに

令和 4 年 5 月 18 日、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案¹」が成立し、同年 5 月 25 日に公布されました²³。同法案は、民事訴訟に IT システムを本格的に導入するなど、従来の運用を抜本的に変更しうる内容を含むほか、審理期間短縮のための新たな訴訟手続や個人情報保護の

¹ 同法案の要綱、新旧対象条文等については法務省「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00293.html, 2022 年 6 月 20 日最終閲覧)を参照。

² 以下、改正後の民事訴訟法及び個別の条文を「改正法」、「改正〇条」、執筆時点で施行されている民事訴訟法及び個別の条文を「現行法」、「現行〇条」といいます。

³ 改正法の施行日については、附則において、「公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、執筆時点ではまだ決定していません。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

ための新制度の創設などを内容としており、今後の裁判手続を大きく変革するものと予想されます。

同法案の提出にあたっては、令和 2 年 6 月から令和 4 年 1 月にかけて、法務省が管轄する審議会である「法制審議会－民事訴訟法(IT化関係)部会」⁴において議論が積み重ねられてきた経緯があり、審議会に取りまとめられた「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」⁵は実質的に上記法案と同一の内容をなしています。

そこで今回は、審議会での議論の経過を参照しつつ、上記法案における主な改正点を概観します。

2. 民事訴訟手続の IT 化についての改正

(1)「事件管理システム」について

個別の改正内容についての説明の前に、改正法の法文それ自体には名称の言及がないものの、審議会での議論では数多く言及された「事件管理システム」の概念を説明します。

審議会の資料中では、事件管理システムについて以下のように説明されています。

【事件管理システム】

裁判所に構築されることが予定されているシステムをいう。(中略)次のようなものが想定されている。利用者は、事件管理システムを利用するために裁判所から通知を受けるためのメールアドレス等(通知アドレス)の届出をしてアカウントを取得する(原告であれば訴え提起時、被告であれば訴状を受領するため又は答弁書提出時が一般的に想定される。)。利用者は、事件管理システムのサーバに訴状、準備書面及び証拠となるべきものの写しのデータをインターネットを利用して記録することにより、裁判所に裁判資料を提出する。サーバに裁判資料が記録されたことが相手方当事者に通知され、相手方当事者はサーバにアクセスして記録されたデータを閲覧・ダウンロードすることによってその内容を覚知する⁶。(後略)

以上からすると、事件管理システムは、当事者から裁判所への書面の提出、裁判所から当事者への送付などを電子データによって行い、これを一元的に管理するシステムと理解できます。また、上記で明言はされていませんが、裁判所での記録管理も事件管理システムを用いることが想定されていると考えられます(この点については後述します)。

(2)インターネットを用いてする申立て(訴え提起、準備書面の提出)の実現及び一部義務化

現行法においても、最高裁判所規則で定めるものについてオンラインでの申立てを認める規定(現行 132 条の 10 第 1 項)が、平成 16 年の改正によって設けられています⁷。しかし、オンライン申立ての具体的な方法等を定める最高裁判所規則が整備されておらず、上記の規定に基づくオンライン申立ては事実上不可能な状態にありました。

⁴ 以下、「審議会」といいます。

⁵ 審議会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」(令和 4 年 1 月 28 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf>)。以下、「要綱案」といいます。

⁶ 審議会「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」v 頁(令和 3 年 2 月 19 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf>)。

⁷ なお、金銭請求等について簡易な手続で迅速に支払督促を得ることができる督促手続については、同改正により、申立て等のみならず処分の告知等も含めた手続全体を原則としてオンライン化する規定が設けられました(現行 397 条以下)。同改正を受けて、オンラインでの申立て等を可能にする「督促手続オンラインシステム」が平成 18 年に導入され、実際に利用されています。

改正法では、上記の最高裁判所規則の整備によってオンライン申立てを現実的に可能にすることを前提に、弁護士等の訴訟代理人が委任を受けた事件について行う申立て、国や地方公共団体を当事者とする訴訟をその職員が行う場合等に当該職員が行う申立てについてはオンラインでの申し立てが原則義務化されました(改正 132 条の 11)。

(3) 訴訟記録の電子化

従来、裁判所において訴訟記録は紙媒体で管理されてきました。現行法上規定されているオンラインによる申立て(もっとも上記の通り、事実上利用不可能な状態でした)で提出される書類についても、裁判所による受領後に書面に出力することが定められており(現行 132 条の 10 第 5 項)、オンラインで申立てがなされても事件記録はあくまで紙媒体で管理することが想定されていました。

しかし改正法では、オンラインで提出された書類を紙に出力することを定める上記規定は廃止されたほか、紙の書面の提出により申立てが行われた場合にも、当該書類を裁判所が電子化してデータを記録することが定められました(改正 132 条の 12)。改正法は、「訴訟記録の電子化」を直接的な文言としては示していませんが、上記の改正内容は実質的に、訴訟記録を全面的に電子化し、上述した「事件管理システム」でこれを管理することを意味します⁸。

(4) 送達に関する改正

ア 電磁的記録の送達の新設

送達(現行 98 条以下)とは、当事者その他の訴訟関係人に対して、訴訟上の書類の内容を了知させるために、法定の方式にしたがって書類を交付し、または交付を受ける機会を与える裁判所の訴訟行為をいいます。送達の意義は、送達を受けた当事者に対し当該書類の内容について了知させ(少なくとも了知する機会を与え)、当事者に対し訴訟行為をなすための手続保障を与える点にあります⁹。現行法において送達は、訴状(現行 138 条 1 項)や判決書(現行 255 条 1 項)など手続上重要な書類について行うことが定められています。送達の具体的な方法としては、主に、特別送達という特別な取扱いの郵便が用いられています。

改正法では、電磁的記録の送達について、これを書面に出力して従来と同様の送達する方法(改正 109 条)のほか、電子データのままこれを送達する方法(改正 109 条の 2)が設けられました。後者は具体的には、送達の名宛人が事件管理システムに登録をして通知アドレスを届け出ている場合に、送達すべき書類を事件管理システムにアップロードして名宛人がこれを閲覧及び複製することができる状態に置き、名宛人にその旨を通知するという方法をとります¹⁰。審議会では、この方法は事件管理システムを利用した送達方法として「システム送達」と呼ばれていました。

イ 公示送達の方法の変更

公示送達(現行 111 条以下)は送達の 1 つの方法で、送達場所が不明の場合等に、送達の名宛人が出頭すればいつでも書類を交付する旨を一定の期間裁判所の掲示場に掲示することで送達の効力を発生させるものを指します¹¹。

現行法下では公示送達をきっかけに受送達者が出頭することはほとんどなかったため、改正が検討されました。審議の途中では、裁判所での掲示に代わりインターネット上で

⁸ なお、審議会においてこのテーマは「訴訟記録の電子化」という名前で議論されていたほか、電子化した訴訟記録を事件管理システムにアップロードすることが検討されていました(審議会「部会資料 2 総論(オンライン申立ての義務化及び訴訟記録の電子化)」8 頁(令和 2 年 6 月 19 日)。
(<https://www.moj.go.jp/content/001322979.pdf>)。

⁹ 伊藤真『民事訴訟法 第 7 版』254 頁(有斐閣, 2020)。

¹⁰ 事件管理システムを利用する点につき、審議会・前掲注 6)24-26 頁。

¹¹ 伊藤・前掲注 9)261-262 頁参照。

の掲示に一元化することも検討されました¹²が、インターネットを利用しない方への配慮等の観点から、最終的には、インターネット上での掲示¹³と裁判所での掲示を併用することになりました(改正 111 条)。

(5)ウェブ会議等による口頭弁論の導入

民事訴訟の当事者は、裁判所で口頭弁論をしなければなりません(現行 87 条 1 項)。口頭弁論では、当事者による事実の主張、裁判所による争点整理、争いのある事実についての証拠申出及び証拠調べが行われます¹⁴。従来、当事者は原則として現実に裁判所に出頭しなければ口頭弁論での訴訟活動を行うことができず¹⁵、裁判所外から訴訟手続に参加するには、口頭弁論ではなく弁論準備手続(現行 168 条以下)や書面による準備手続(現行 175 条以下)で電話会議やウェブ会議¹⁶等を利用できるとどまっていた¹⁷。ただし、弁論準備手続や書面による準備手続で可能な訴訟行為の範囲は口頭弁論に比べると限定されており、弁論準備手続では人証調べができず、書面による準備手続では一切の証拠調べができません¹⁸。

しかし、改正法では「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。」と規定され、ウェブ会議等によって口頭弁論ができるようになりました(改正 87 条の 2)。

(6)弁論準備手続における一方当事者要件の廃止等

弁論準備手続(現行 168 条以下)とは、公開の法廷で行われる口頭弁論¹⁹とは異なり、原則非公開²⁰で行うことができる争点及び証拠の整理手続です。原則非公開という性質から、当事者が緊密に意見交換ができる点に特徴があり²¹、また、一方当事者が裁判所に出頭している場合には電話会議やウェブ会議等の方法で行うことができる点(現行 170 条 3 項)から、実務では広く用いられています。

¹² 審議会「部会資料 3 訴えの提起及び送達」12-13 頁(令和 2 年 7 月 10 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001324465.pdf>)。

¹³ 改正 111 条柱書の「最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」とは、インターネット上での掲示を想定したものです(審議会「部会資料 31-2 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案(案)3」についての補足説明」9 頁(令和 4 年 1 月 14 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001363620.pdf>)、審議会「部会資料 29-2 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案(案)1」の補足説明」15 頁(令和 3 年 11 月 26 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001360268.pdf>)参照。)

¹⁴ 伊藤・前掲注 9)272-273 頁参照。

¹⁵ 例外として、一定の場合において、出頭しない当事者があらかじめ提出した訴状、答弁書等に記載した事項を陳述したものとみなすことができる陳述擬制の規定(現行 158 条、277 条)があります。

¹⁶ 執筆時点において、裁判所では Microsoft Teams を利用したウェブ会議が行われています。

¹⁷ 民事訴訟手続の IT 化の検討は、新型コロナ禍とは直接関係なく進められていたものですが、その検討及び実施段階とコロナ禍とが重なったため、急遽、現行法下における裁判手続の IT 化実施の必要性が生じました。その結果、書面による準備手続(現行 175 条乃至 178 条)を活用した、オンラインでの争点整理が活発に実施されています。

¹⁸ 審議会「部会資料 5 口頭弁論、争点整理手続等、特別な訴訟手続、証人尋問等」7 頁(令和 2 年 9 月 11 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001328515.pdf>)参照。

¹⁹ 日本国憲法第 82 条 1 項は「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定しており、口頭弁論は公開の法廷で行われる必要があると解釈されています。

²⁰ なお、弁論準備手続の傍聴を許すことができる場合については、現行 169 条 2 項に規定されています。

²¹ 伊藤・前掲注 9)293 頁参照。

改正法では、当事者が双方とも裁判所に出頭していなくても弁論準備手続が可能になりました(改正 170 条 3 項)²²。また、当事者の利便及び迅速な争点等の整理の実現の観点から²³、電話会議又はウェブ会議等を用いて弁論準備手続を行う際の「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」という要件が「相当と認めるとき」に変更され、電話会議やウェブ会議等をより容易に用いることができる文言になりました。

(7) 電子判決書の導入

民事訴訟において裁判所が判決の言渡しを行う場合、従来は紙の判決書の原本に基づく必要がありました(現行 252 条)が、改正法においては、必要事項を記載した電子判決書を作成し、これに基づいて行わなければならないとされました(改正 252-253 条)。なお、作成された電子判決書の送達については、要件を満たす者に対しては上記(4)ア記載の、電子データでの送達の方法で送達されることが予定されています。

(8) 和解期日における電話会議等の利用

訴訟上の和解とは、訴訟の係属中両当事者が訴訟物²⁴に関するそれぞれの主張を譲歩した上で、期日において訴訟物に関する一定内容の実体法上の合意と、訴訟終了についての訴訟法上の合意をなすことを指します²⁵。実際の訴訟においては和解による解決が図られることも多く²⁶、和解は訴訟実務上非常に重要な手続です。

裁判所が和解の話し合いのため和解期日を設けることは従来からありましたが、現行法には和解期日に関する規定が乏しく、和解期日を電話会議の方法で行うことができるのかどうか疑義がありました²⁷。そこで改正法では、両当事者が出頭せずとも電話会議やウェブ会議の方法で和解期日が行えることが規定されました(改正 89 条 2 項)。

(9) 訴訟記録の閲覧等の電子化

訴訟記録が紙媒体で管理されていた従来は、原則として誰でも裁判所書記官に請求して裁判所で訴訟記録を閲覧できた(現行 91 条 1 項)ほか、当事者及び利害関係を有する第三者は裁判所書記官に請求して訴訟記録の謄写を行い、その正本、謄本若しくは抄本の交付等を受けることができました(同条 3 項)。今回の改正にあたっては、訴訟記録の電子化をうけて、インターネットを用いた訴訟記録の閲覧等が実現できないか検討されました²⁸。その結果、紙媒体の訴訟記録については従前と同一の規律が維持された(改正 91 条)うえで、電磁的記録の閲覧等について以下の規律が導入されました(改正 91 条の 2)。

²² なお、従来は当事者が双方とも裁判所に出頭せずに争点整理を行うことができる手続として、書面による準備手続(現行 175 条以下)が特にコロナ禍以降活用されてきました。今回、弁論準備手続において一方当事者の出頭が要件でなくなったことから、審議会では、書面による準備手続の存置の有無も含め議論されましたが、改正後も独自のニーズが考えるなどの理由で同制度は存続することになりました(審議会・前掲注 6)58-59 頁)。

²³ 審議会・前掲注 17) 8 頁参照。

²⁴ 訴訟物とは、原告の訴えによって特定され、裁判所の審判の対象となる権利関係をいいます(伊藤・前掲注 9)214 頁参照)。

²⁵ 伊藤・前掲注 9)497-498 頁。

²⁶ 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第 8 回)(令和元年 7 月 19 日公表)によれば、民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合は 41.4%、和解で終局した事件の割合は 37.1%となっています。

²⁷ このため、証拠調べ終了後の和解期日において電話会議を用いる必要があるときには、弁論準備手続に付した上で電話会議の方法で和解協議を行うという、やや迂遠な方法がとられることがありました(審議会「部会資料 6 書証、その他の証拠方法等、訴訟の終了、土地管轄、上訴、再審、手形・小切手訴訟、簡易裁判所の手続」13 頁(令和 2 年 10 月 9 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001331327.pdf>))。

²⁸ 審議会「部会資料 7 訴訟記録の閲覧等及びその制限、IT化に伴う書記官事務の見直し」1-2 頁(令和 2 年 11 月 6 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001332887.pdf>)。

まず、電磁的訴訟記録の閲覧については、誰でも、裁判所書記官に請求して、最高裁判所規則で定める方法(要綱案 19 頁によれば、裁判所設置端末を用いた閲覧)で訴訟記録を閲覧できるものとされました(改正 91 条の 2 第 1 項)。次に電磁的訴訟記録の複製データ²⁹については、当事者及び利害関係を疎明³⁰した第三者のみ、裁判所書記官に請求してデータの交付を受け、自己のパソコン等でこれを閲覧等することができるようになりました。審議会では、当該訴訟に無関係な第三者であっても、例えば判決書などに限り訴訟資料のデータの交付を請求できるようにすることも検討されましたが、プライバシーの観点から見送られました³¹。

また、補助参加人(現行 42 条以下)について、補助参加の申出の時点から当事者として扱われることで濫用的な訴訟記録の閲覧等が行われるのではないかと懸念があった³²ことから、補助参加人のうち参加が確定した者についてのみ、訴訟記録の閲覧等においては当事者とみなされる規定が導入されました(改正 45 条 5 項)。

3. 法定審理期間訴訟手続の創設(改正 381 条の 2 以下)

(1)創設の経緯

現在の民事訴訟の問題点として、終局までに非常に時間を要することのほか、終局までの期間を予測できないことが挙げられています。一方で、近年は労働審判や少額訴訟など、期日回数を制限して迅速かつ充実した審理を可能にする手続が導入されていますが、これらは一定程度評価されています。そこで、審理の効率化を実現する IT ツールを活用することを前提に、一定の事件において当事者が望む場合には、終局までの期間や期日の回数を制限して迅速で充実した審理を実現する制度として、法定審理期間訴訟手続が導入されました³³。対象となる典型的な事件類型としては、当事者間において事実関係に争いが無いが契約条項の解釈や法適用について争いがある事案や、当事者間において訴訟前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案が想定されています³⁴。

(2)要件

当事者双方の申出または一方当事者の申出に対する他方当事者の同意がある場合に、裁判所は、当事者間の衡平が害されたり適正な審理の実現が妨げられると認められるような場合を除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定を行うものとされています(改正 381 条の 2 第 2 項)。

²⁹ 厳密には「電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの(中略)又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの」と定義されています(改正 91 条の 2 第 3 項)。

³⁰ 証明よりは程度が低く、一応確からしいとの推測を裁判官が得た状態、又はこの状態に達するように証拠を提出する当事者の行為をいいます(高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 [第 5 版]』685 頁(有斐閣, 2016))。

³¹ 経緯について、審議会「部会資料 11 特に検討すべき項目 3(オンライン申立てにおけるシステム障害等に関する規律、濫用的な訴えの提起を防止するための方策、利害関係のない第三者による訴訟記録のインターネット閲覧)」7-9 頁(令和 2 年 12 月 25 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001338337.pdf>)、審議会「部会資料 23 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案のたたき台 1」18-20 頁(令和 3 年 9 月 24 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001356552.pdf>)参照。

³² 審議会「部会資料 16 民事裁判手続のIT化に関する論点についての補足的な検討 2」9-10 頁(令和 3 年 5 月 14 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001348572.pdf>)。

³³ 経緯について、審議会・前掲注 17)15-16 頁参照。

³⁴ 審議会「部会資料 30 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案(案)2(補足説明付き)」6 頁(令和 3 年 12 月 17 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001361991.pdf>)。

ただし、消費者契約に関する訴え、個別労働関係民事紛争に関する訴えについては法定審理期間訴訟手続は適用されません(同条 1 項)。これらは典型的に、当事者間に証拠の偏在や経済力の格差があると考えられる訴訟として、明示的に法定審理期間訴訟手続の適用外とされました。もっとも、これら以外であっても、個別の事案の性質に応じた選別が行われることが予定されています³⁵。

(3) 審理

法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする決定があった場合、当該決定の日から 2 週間以内に期日が設けられます。同期日においては、同期日から 6 か月以内に当該事件の口頭弁論を終結する期日が指定されるほか、口頭弁論終結から 1 か月以内に判決言渡しの期日が指定されます。上記で指定される最初の期日から 5 か月以内に当事者は攻撃防御方法を提出しなければならないほか、6 か月以内に証拠調べが行われなければなりません(改正 381 条の 3)。

(4) 通常の手続への移行

当事者が通常の手続に移行させる旨の申出をした場合のほか、提出された攻撃防御方法及び審理の現状に照らして法定審理期間手続により審理、裁判をすることが困難と認められるときは、通常の手続に移行されます(改正 381 条の 4)。

(5) 不服申立て

法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴ができません(改正 381 条の 6)が、訴え却下の判決を除き、判決をした裁判所に対する異議申立てが可能です(改正 381 条の 7)。適法に異議を申し立てた場合、訴訟は口頭弁論終結以前の状態に復し、通常の手続による裁判が行われます(改正 381 条の 8)。

4. 被害者の氏名等の秘匿についての新制度の創設(改正 133 条以下)

(1) 創設の経緯

性犯罪や DV の被害者が加害者に対し提起する訴訟や、一般市民が暴力団員に対し提起する訴訟などで、当該被害者や一般市民の氏名や住所等が訴状や訴訟記録によって相手方に知られた場合、これらの者に対し危害が加えられるなどのおそれがあります。そこで改正法では、これらの者の個人情報を相手方に秘匿するための制度が創設されました。

(2) 申立人の住所、氏名等の秘匿

訴訟提起等の申立ての際に、申立人やその法定代理人の住所等、氏名等が他の当事者に知られることによって当該申立人等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることについて、申立てによる疎明があった場合には、裁判所は、当該住所等や氏名等(以下「秘匿事項」といいます。)を秘匿する決定(以下「秘匿決定」といいます。)を行うことができるものとされました(改正 133 条 1 項)。

この秘匿の申立てがあった場合は、裁判所による決定が確定するまでの期間も、申立人又はその法定代理人(以下「秘匿対象者」といいます。)以外は、秘匿事項が記載された書面の閲覧、謄写等ができないようになっています(同条 3 項)。

秘匿決定がなされた場合には、秘匿事項が記載された書面の閲覧、謄写等ができるのは引き続き秘匿対象者に限られます(改正 133 条の 2 第 1 項)。このほか、申立てがあった場合

³⁵ 審議会・前掲注 32)7 頁。

は、裁判所は、訴訟記録のうち秘匿事項に関連する書面の閲覧、謄写等についても同様の決定を行うことができます(同条 2 項)。

(3)調査嘱託があった場合の閲覧制限

裁判所が、当事者やその法定代理人に対する送達のために、その者の住所等や氏名等について調査を嘱託³⁶した場合に、嘱託による調査結果の報告書面が閲覧されることで当事者やその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認められるときは、裁判所は、決定で、当該書面やそれに関連する書類の閲覧、謄写等を当該当事者等に限定できるとされました(改正 133 条の 3)。

5. おわりに

これまで概観したように、今回の改正は、民事訴訟に IT システムを本格的に取り入れることをはじめ、これまでの民事訴訟実務の運用を大きく変えるものです。

改正法の施行時期は執筆時点では未定であり、現時点で改正法への対応が直ちに求められるものではありませんが、今後改正法の運用のための最高裁判所規則が制定されることなども予測されるところであり、引き続き注視が必要な法改正です。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

³⁶ 裁判所が必要な調査を各種団体等に嘱託することをいいます(現行 186 条)。